

令和2年度

# 外部評価結果報告書

令和2年11月

会津若松市外部評価委員会

# 目 次

1	はじめに	.....	1
2	外部評価対象政策分野	.....	2
3	外部評価結果		
	(1) 政策分野25 生活・安全	.....	3
	(2) 政策分野32 上下水道	.....	8
4	おわりに	.....	12

## 附属資料

1	会津若松市外部評価委員会委員名簿	.....	14
2	会議経過	.....	14
3	根拠条例・要綱等	.....	15

# 1 はじめに

本市においては、平成13年度から計画・実施・評価・改善のPDCAマネジメントプロセスを通して、限られた行政資源の適正配分と市民満足度重視の視点に立った行政運営を図るため、行政内部における評価を実施している。

また、平成17年度からは、市民の視点や専門的な知見から客観的に施策等に対する評価を行い、これを活かすことにより市の最終評価がより適切に行われることを目指して、学識経験者や公募市民による外部評価を実施している。

これらについては、平成28年6月に施行された「会津若松市自治基本条例」第17条において改めて位置づけている。

さて、令和2年度外部評価では、「会津若松市第7次総合計画」に掲げる42政策分野のうち「政策分野25 生活・安全」、「政策分野32 上下水道」の2政策分野を選定し評価を行った。

それぞれ、「政策分野25 生活・安全」については、児童、生徒、高齢者などの交通安全対策や、複雑多様化している市民相談などの充実度を評価する観点から、「政策分野32 上下水道」については、重要な公共基盤である上下水道事業の持続性確保に向けた取組を評価する観点から選定した。

それぞれの政策分野の評価にあたっては、担当課との質疑応答や意見交換を実施して検証を行い、施策の目的や社会情勢の変化等に照らして現在行われている事業の妥当性や今後必要とされる取組、改善の方向性などを評価・意見としてとりまとめた。

今回の評価・意見を今後の市政運営に活かし、限られた予算・人員の中で全職員の創意工夫により市民サービスの向上を図り、常に市民の立場に立って市政運営に尽力されることを強く期待する。

会津若松市外部評価委員会	委員長	平澤 賢一
	副委員長	安部 幸子
	委員	上杉 雅明
	委員	小池 美恵
	委員	小池 美紀
	委員	白川 勝義
	委員	毛利野 元昭

## 2 外部評価対象政策分野

外部評価対象の政策分野については、以下のとおり選定した。

政策目標	政策／政策分野	主管部課
安全、快適な 基盤づくり	政策7 災害や危機への備えの強化 「政策分野25 生活・安全」	市民部 危機管理課 市民部 環境生活課 健康福祉部 こども家庭課
	政策8 地域の活力を支える都市環境の維持 「政策分野32 上下水道」	上下水道局 総務課 上下水道局 経営企画課 上下水道局 上水道施設課 上下水道局 下水道施設課 健康福祉部 健康増進課

## 3 外部評価結果

外部評価結果については、市の担当課より施策の内容の説明を受け、委員各々の視点により検証を行った後、委員会として評価をしたものである。市当局は令和2年度の行政評価における最終評価の参考とし、今後の施策展開に活用していただきたい。

また、施策の評価だけではなく、各政策分野を構成する事務事業についても、今後のあり方や方向性等について附帯意見として報告するので、今後の行政運営の参考とされることを併せて希望する。

政策名	25 生活・安全	主管部課	市民部 危機管理課 市民部 環境生活課 健康福祉部 こども家庭課
目指す姿	交通安全、防犯、市民相談体制などが充実し、適切かつ迅速な対応により、安全で安心して生活できるまち		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通安全対策事業</li> <li>● 消費者保護</li> <li>● 女性福祉相談室相談業務</li> </ul>		

<h2>全体の評価</h2> <p>複雑化する諸問題に応じるべく、関係諸機関・団体とも連携し、実施して来たこれまでの取組は評価できる。交通安全対策、防犯対策、消費者保護、人権問題対策などの諸活動は、市民の人命にも関わることでもあることから、各種取組の更なる工夫や改善を継続的に行うことを切望する。</p>
<h2>評価内容</h2> <p><b>【政策全体の評価、期待する点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 警察をはじめとした関係機関や団体などと連携を図り、交通安全対策の推進や、防犯灯の設置など、市としてなし得ることが着実に展開されており、交通事故発生件数や、犯罪発生（刑法犯認知）件数の目標を達成していることは評価できる。 ただし、これらの数値については市民の命に直結するものであり、ゼロを目指すことが理想であることを忘れることなく、適切な目標値を設定しながら常に各種取組を見直し、単なる前例踏襲型とならぬよう継続して改善を続けることを切望する。</li> <li>● 担当課から本委員会に示された説明資料のとおり、高齢者の交通事故死亡者数や、自転車盗などの窃盗犯が増加している課題を踏まえ、今後は、各種取組の更なる工夫や改善を続けることを期待する。</li> </ul>

- 市消費生活センターや市内相談窓口の設置により組織的な相談体制を整えている点、市政だよりやパンフレット等を活用した継続的な啓発を行っている点は評価できる。

ただし、消費者保護の観点から実施している消費者講座及び学習会について、令和元年度の参加者数は、目標450人に対し実績231人であり、講座内容と共に、実施方法についても再考の余地が大いにあるのではないかと感じる。

### 【政策全体の見直し、改善、留意すべき点】

- 各学校においては、学習指導要領に基づいた交通安全教育の実施や、危険個所の点検等を実施している。

また、関係機関・団体による取組ではあるが、数年に一度、一部の学校でスタントマンを招聘した交通安全教室が開催されていることは評価できる。

しかし、自転車の交通ルール、駐輪のルールがまだまだ周知徹底されていないことを鑑みれば、取組に改善の余地があると感じる。

防犯意識の啓発については、地域に密着した情報をさらにスピード感を上げて発信していくべきである。

- 全般的な取組方法は評価できるが、一部の取組についてはPR活動や啓発活動が不足している。生活・安全においては、PR活動と啓発活動がはたす役割が大きく、市民一人ひとりに浸透しているかが重要であることから、今後は、「会津ナンバーマナーアップ五か条」や、防犯灯のLED化による効果などについて、さらなる周知に努めるべきである。

- 安全・安心に生活できるまちづくりへの政策が効果的に展開されていると感じる。一方、新型コロナウイルス感染症に関連して、給付金詐欺の発生や、外出自粛、業等に起因するDV被害の増加なども懸念される。

このような新たに生じる課題への対策が示されていれば、より市民の安全・安心につながるため、引き続き、最新の社会情勢をとらえた対策を継続してほしい。

## 事務事業に関する附帯意見

### 1 交通安全対策事業【施策1-1】

- 「第10次会津若松市交通安全計画」に基づき、関連機関や団体と連携し、対象者向けの各種取組を継続的に実施している点は大いに評価できる。

ただし、中高生に限らず、中高年にも自転車マナー欠如が散見され、交通事故数減少の一方で高齢者の交通事故死者数増加といった人命に関わる課題が顕在化している。

自転車マナー教育に関しては一定の取組を実施しているが、そもそも交通ルール（交通法規）すら知らずに自転車に乗っていることが交通事故の遠因となっているとも推測できる。こうした観点も踏まえ、関連諸機関とも協議連携のうえ、適切に取り組むべきである。

- 「会津ナンバーマナーアップ五か条」は、市民に浸透しているとはいえ、啓発の手法に改善が必要である。

- 高齢者の運転免許証の返納を強く推進する際、代わりとなる交通手段の提供も必要になり、そのバランスが重要であると担当課は認識している。

そこで、「政策分野36 地域自治・コミュニティ」の取組と連携し、中山間地域や市内を巡るコミュニティバスの活用・充実を推進していくことで、運転免許証返納の後押しを図っていくことを期待する。

### 2 交通安全推進事業【施策1-2】

- 「市民交通災害共済」のメリットをPRしながら、少しでも多くの市民が当該制度に加入するよう取り組んでいただきたい。

- 取組の成果として、交通事故発生件数の減少につながったとある。

一方、課題認識としては、市民全体の交通安全意識向上を図ることを挙げているが、交通安全対策事業【施策1-1】の事業費11万円に比し、約260万円の事業費は、費用対効果の観点から適切な額であるかについても検証するべきである。

### 3 交通教育専門員事業【施策1-3】

- 本市民約12万人の交通事故防止を15名の有償ボランティアが支えていることは評価できる。

一方、これからは、市民の安全をさらに高めていく観点からも交通教育専門員を増やすなど、きめ細かな交通安全対策が必要だと考える。

広く市民から公募し、開かれた組織を作り、朝の立哨活動だけでなく、事故多発地での交通安全指導等を行ってはどうか。

- 計画に基づき、関連機関や団体と連携し、対象者向けの各種取組を継続的に実施している点は大いに評価できる。

ただし、中高生に限らず、中高年にも自転車マナー欠如が散見され、交通事故数減少の一方で高齢者の交通事故死者数増加といった人命に関わる課題が顕在化している。

自転車マナー教育に関しては一定の取組を実施しているが、そもそも交通ルール（交通法規）すら知らずに自転車に乗っていることが交通事故の遠因となっているとも推測できる。こうした観点も踏まえ、関連諸機関とも協議連携のうえ、適切に取り組むべきである。

#### 4 防犯灯設置等事業【施策1-4】

- 町内会に対する防犯灯のLED化推進により、令和2年度の補助申請灯数におけるLED化の割合が100%となったことは評価できる。

今後も公平性、公正性、及び透明性を確保しながら、防犯灯のLED化の推進に努めてほしい。

#### 5 暴力団追放事業【施策1-5】

- 警察署など関係機関との連携を適宜適切に事業運営している点は評価できる。

ただし、暴力事務所は市内には存在しないとはいえ、暴力団員による犯罪は皆無ではない実情を踏まえ、関係機関・団体との連携の在り方についても改善をしつつ、引き続き取り組んでいただきたい。

特に、児童・生徒たちへの防犯教育については、人命に関わることでもあるので重点的に取り組んでほしい。

#### 6 消費者保護【施策2-1】

- 令和3年度における事業費の見込額は、人件費を含めると約1,000万円と巨額である。消費者の保護といえども、消費者自身が被害に逢わない様努力することも必要ではないか。

引き続き、被害にあった消費者からの相談対応にとどまらず、自立した消費者として必要な基礎知識の習得・啓発活動に努めるべきである。

- 年々複雑化する諸課題に応じるべく関係機関・団体とも連携して実施して来たこれまでの取組は、大いに評価できる。

施策評価票において課題認識としても記されているが、消費者生活相談員や窓口相談員に対する継続的な資質向上策、教育研修制度の充実が最重要課題である。

詐欺事件も巧妙化し続けていることから、研修内容については常に時流を反映した最新内容とする様に実施をお願いしたい。また、若年層への消費者教育については教育機関と連携しながら、年齢層に応じた更なる工夫を希望する。



## 7 市民相談（無料法律相談・一般相談）【施策2-2】

- 有資格者等による年間70回ほどの専門相談会の実施については評価できる。  
無償で対応して下さる団体もあるとのことであるが、当該事業にご協力いただく専門家には感謝の意を表したい。
- 多様にわたる市民相談について、まずは相談窓口で聞き取り対応をし、その記録をもとに専門窓口等に取り次いで行く体制は評価できる。  
相談者もきちんと対応されたことの安心感から、次の窓口への紹介等についても、素直に聞き入れやすいのではないかと。  
相談時間は人によっては短いと不満に思うこともあるかもしれないが、その後の窓口が決定すれば納得できると思う。  
職員の方々の初期対応が、相談者の信頼と安心につながるものであり、引き続き、丁寧な対応を継続していただきたい。

## 8 人権啓発事業【施策2-3】

- 「人権の花」運動に限らず、LGBTの方々への理解促進を図るなど、人権にかかわる様々な課題にも対応すべく取り組んでいる点は評価できる。  
人権問題については、問題が次々と生まれ、多様化することから、単なる前例踏襲に陥ることの無いよう、教育機関での啓発活動も含め、最新の情勢を踏まえて対応し続けることを強く望みたい。

## 9 女性福祉相談室相談業務【施策2-4】

- DV被害者の相談窓口があるのはありがたいので、引き続き一時保護体制の充実を図ってほしい。
- DV防止に係る教育について、中学生においては人権教育の一環として、高校生においては各教科の一部として取り組まれている点は評価できる。
- 女性相談員のスキルアップや、相談内容に応じて、女性の弁護士や司法書士などの専門家や専門機関と連携した取組が行われていることは評価できる。  
市民に対し、これらの取組のさらなる周知に努めてほしい。

政策名	32 上下水道	主管部課	上下水道局 総務課 上下水道局 経営企画課 上下水道局 上水道施設課 上下水道局 下水道施設課 健康福祉部 健康増進課
目指す姿	安全な水道水の安定供給と適切な汚水処理により、衛生的で健康的な生活を支えるまち		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上水道事業</li> <li>● 市営簡易水道事業</li> <li>● 公共下水道事業</li> </ul>		

<h3>全体の評価</h3>
<p>安全な水道水の安定供給と適切な汚水処理に関する取組は、全般的に評価できる。企業会計制度を導入し、経営の視点も踏まえている。ただし、経営戦略を踏まえての事業推進と、事業効率化や費用削減の点で残された課題もあり、時代に合わせた取組を行うことを期待する。</p>
<h3>評価内容</h3>
<p><b>【政策全体の評価、期待する点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全な水道水の安定供給と適切な汚水処理について、十分に取組がなされていると評価できる。一市民としても、生活の中で水に対して不安を感じたことはない。引き続き、安心して使用できる上下水道事業の継続を希望する。</li> </ul> <p>今後は、利用者の減少が見込まれる中での施設の改修や老朽管の更新等に加え、自然災害などの予期せぬ被害にも備える必要があることから、経費を管理し公共性を維持し、健全な経営の継続に努めること。</p>

- 本政策分野は、従来からの諸課題、そして新たなる諸課題に直面している。つまり、水道普及率の向上、老朽鑄鉄管路の更新・耐震化、浄水場施設の老朽化、新技術も踏まえた業務効率化、料金未納、浄化槽設置問題、新型コロナウイルス感染症への対応等といった諸課題である。

しかし、安全で美味しい水道水を継続的、安定的に供給している点、そして様々な機会を通じて上下水道に関する広報活動を続けている点、国からの要請に基づいたものではあるが、発生主義の企業会計に移行するなど財政マネジメント向上の視点を踏まえて事業を推進する点は評価できる。

引き続き、「安全な水道水の安定供給と適切な汚水処理」といった基本路線を維持しつつ、具体的施策を速やかに実施されたい。

- 水道料金の収納率が99.2%であることは評価できる。
- 上下水道事業において、企業会計を導入していることは評価できる。
- 広報誌「みずチャンネル」は優れた内容であり評価できる。

一方、これら広報誌には、成果ばかりでなく、上下水道事業の現況と今後の課題も記載し、水道水の安定供給と適切な汚水処理を継続可能なものとするために、いずれは適正な料金体系が必要であるという趣旨の記事も掲載することで、市民の理解を深めていってはどうか。

### 【政策全体の見直し、改善、留意すべき点】

- 今後は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が様々なところに出てくると予想される。  
水道料金及び下水道料金等の未納者に対しては、個々の事情を加味し、停水処分とならないよう丁寧に対応していただきたい。
- 第三者委託は、事業の効率化や費用の削減等の面を考えれば当然のことであると思われるが、第三者による監査が必要ではないか。

## 事務事業に関する附帯意見

### 1 上水道事業【施策1-1】

- 同じ料金を負担しているのに水圧が低く、食洗器が使えないなど不便が生じる地区がある。現在策定している実施計画により、水圧が一定となるよう努めていただきたい。
- 今後、業務の効率化や費用の削減に向け、AIやIoTの活用が必要である。費用対効果を研究しながら、検針や事務作業等へのAIやIoTの導入拡大に努めるべきである。
- 事業計画や財政計画については、資料の内容・説明等が分かりやすく、素人でも納得のいくものだった。  
第三者委託後の実績についても、おおむね計画通りに推移していることは評価でき、その効果を感じられることから、このまま継続してほしい。
- 水道水の検査では、法律に基づいた検査のほか、市が独自で行う項目として水道法以外の法令で定めた項目についても検査を行い、安全で質の高い水道水を供給していることは評価できる。
- 現時点において、災害時備蓄用やイベントへの協賛などの目的で製造されているペットボトルウォーターについて、採算性が厳しいことは理解したが、今後は、「市民の水」として、水道事業を将来にわたって守っていく必要性をPRするためにも、量販店での販売などの視点もあるのではないか。

### 2 市営簡易水道事業【施策2-1】

- 国からの要請によるものではあるが、経営基盤強化と財政マネジメント向上を図るために企業会計を導入して経営基盤の強化に努めようとしている姿勢や、地方公営企業法の財務規定等の一部を適用した本事業における会計の「継続性の原則」も保たれている点は評価できる。  
現在、策定している経営戦略を「簡易水道事業経営審議会」へ提案しながら、経営基盤強化と財政マネジメント向上に向けた事業のあり方を検討していただきたい。

### 3 給水施設等整備事業【施策2-2】

- 財源を確保しつつ、上水道未整備地区から、「未整備」の文言が早く取れるよう、今後も努力していくべきである。

#### **4 公共下水道事業【施策3-1】**

- 事業費予算額は、本政策分野の中で群を抜く51億円を見込んでいる。  
担当課から本委員会に示された説明資料には、様式の都合により詳細は記載されていないが、「健全な経営の継続を図るため、公共下水道事業経営戦略を策定し」について具体的な案が示されていない。収支バランスを保ちながら事業が継続できるよう、具体的な経営戦略・経営計画立てるべきである。
- 公共下水道の整備が進んでいる一方で、地区ごとの接続率に差がある。  
接続率の向上に向けた普及活動に問題はないのか、再度検証すべきである。
- 飲料水と共に汚水処理も重要なことである。  
社会情勢に応じた事業経営戦略を策定し、引き続き最適な整備に努めていくべきである。

#### **5 下水道施設長寿命化事業【施策3-4】**

- 管渠の耐用年数は50年であるが、敷設後20年を経過した時点で、点検を行い、補修の必要性などを検討していることは評価できる。  
今後も、市民の安心・安全、生活に支障をきたす状況を避ける、ということを最優先にした対応に努めてほしい。
- 水質汚濁解消のため、下水道の未整備区域における、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の使用状況を調査し、補助金の交付により一刻も早く合併浄化槽の設置を促進していくべきである。

## 4 おわりに

外部評価の取組について、各委員より次のような意見があったので、今後の取組改善の参考として活用していただきたい。

### 【外部評価制度について】

- 外部評価制度は、市の施策や事業のこれまでの取組や成果、改善の方向性に対し、行政内部だけで評価するのではなく、市民や学識経験者など外部の視点からの意見や提案等を取り入れる機会となるものであり、重要な取組である。
- 過年度において、外部評価の対象となった政策分野について、外部評価委員からの意見等を検討していないと感じるものがある。外部評価の機能が発揮されているか不明である。  
 今後は、外部評価結果での意見を踏まえ、どのような検討や改善が図られたのか報告すべきである。
- 改善が見えない仕組みであれば、点数やABCで評価を行うことも必要ではないか。
- 外部評価委員への就任当初は、評価ではなく、政策への提言や陳情のようになってしまったことを反省している。  
 各委員が制度の内容や役割を理解できるよう、事務局には十分な説明を行ってほしい。
- 評価を行うにあたっては、資料を読み解くことが中心となり、担当課との質疑応答や、委員間での議論の時間も短いことから、対象政策分野に対する理解が深まりづらい。  
 また、質疑応答のやり取りの中でかみ合わない場面があった。  
 今後は、現地視察や映像資料の活用、及び十分な協議時間の確保などを検討すべきである。
- 本年度においては、昨年度の外部評価制度に対する意見や、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、評価の対象となる政策分野数をこれまでの半分となる2分野としたが、次年度以降は、3～4分野を対象とした評価を検討していただきたい。

(参考) これまでの改善経過

外部評価の意見を踏まえて、改善のあった点を以下に記載する。

【平成29年度】

- (意見) ホームページで委員名と委員会の日程、議題を公開し、市民傍聴の機会を拡充すべきと考える。

⇒ (改善点) 市ホームページでの周知が図られた。

- (意見) 外部評価委員会における評価結果について、それらが施策にどのように反映されたかを示すべきである。

⇒ (改善点) 資料に基づき説明がなされ、評価結果への対応状況や今後の方針について確認を行った。

【平成30年度】

- (意見) 評価対象施策を6分野としたが、4分野が適正である。

⇒ (改善点) 評価対象施策を4分野とした。

【令和元年度】

- (意見) 委員会開催日が8回に及び、時間的、事務的負担を考慮すると、現行の方法を再検討することも必要である。一方、毎回の委員会のタイムスケジュールに余裕がないため、評価対象施策の数も検討する必要がある。

⇒ (改善点) 上記意見や、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対象政策分野数を2分野とし、時間的、事務的負担の軽減を図った。

- (意見) 今年度の評価を踏まえ、次年度の施策にどのように反映し、取り組んだ内容と成果を報告すべきである。

⇒ (改善点) 令和元年度外部評価結果報告書のうち、【政策全体の見直し、改善、留意すべき点】に記載された意見等について、令和2年度における対応状況を報告した。

## 附属資料

### 1 会津若松市外部評価委員会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員 長	平澤 賢一	学識経験者（会津大学短期大学部教授）
副委員長	安部 幸子	学識経験者（男女共同参画団体）
委 員	上杉 雅明	学識経験者（税理士）
	小池 美恵	学識経験者（司法書士）
	小池 美紀	公募市民委員
	白川 勝義	公募市民委員
	毛利野 元昭	公募市民委員

### 2 会議経過

会議回	開催日	協議内容等
第1回	8月19日	外部評価対象施策（生活・安全、上下水道）質疑応答
第2回	10月2日	外部評価対象施策（生活・安全、上下水道）評価・意見交換
第3回	10月23日	外部評価結果報告書案検討
第4回	11月2日	外部評価結果報告書決定
報 告	11月10日	外部評価結果の市長報告

※評価の流れ

- ①政策分野の施策評価票について各委員が確認  
↓ 各委員から質問
- ②政策分野の取組に対する質問及び回答  
↓ 各委員が評価案を作成
- ③政策分野に対する評価案を発表し、意見交換



### 3 根拠条例・要綱等

#### 会津若松市自治基本条例（抜粋）

（平成28年6月29日施行）

#### （行政評価）

第17条 市長は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価により総合計画の進行管理を行うものとする。

2 市長は、前項の行政評価の結果に基づき、事務事業の改善及び見直しを図るとともに、当該行政評価の結果を分かりやすく公表するものとする。

3 市長は、第1項の行政評価を行うに当たっては、その客観性、信頼性及び公平性を確保するため、第三者による評価の手法を取り入れるものとする。

#### 会津若松市外部評価委員会開催要綱

（平成17年6月13日決裁）

（平成19年6月1日一部改正）

（平成29年3月21日一部改正）

#### （開催）

第1条 市が実施する行政評価について、学識経験者等による意見、提案等を取り入れることにより、行政評価の客観性、信頼性等を確保するため、会津若松市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

#### （構成）

第2条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者等 4人
- (2) 公募による市民 3人

#### （任期）

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第2号に掲げる委員の再任は、2期4年を限度とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、出席者の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、評価対象施策等について評価し、市長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。